



# 一般社団法人相模原青色申告会からのお知らせ

令和5年10月発行

令和6年1月16日(火)午後  
指導員研修会のため休館いたします

## 記帳確認個別指導会<予約制>

皆様が1年間苦勞して記帳した帳簿等の内容を確認させていただき指導会です。この指導会期間中に、正しく記帳されていると確認を受けますと、令和6年1月17日~4月1日(所得税・消費税)の期間の先行予約ができます。

右カレンダーの青色のついた開催日以外は、記帳確認でご来局いただいても先行予約はできませんのでご了承願います。

なお、11月6日以降の記帳の仕方の相談(決算修正を除く)はお断りいたしますのでご了承願います。

特に、下記の項目にあてはまる方は、早めにお越し願います。

会計ソフトで入力したものの確認方法等がわからない方

10万円以上の固定資産を購入した方

前回の確定申告が1回(50分)で終わらなかった方

### 消費税関係の相談もできます

本年はインボイス制度の施行という、消費税法の大きな改正があり、申告時期には例年以上の大変な混雑が予想されます。年明けからの準備では間に合いませんので今のうちに準備をしましょう。消費税に関する質問単体でのご予約は取れませんので、帳簿は直近まで完成させてからご来局ください。

消費税の申告をされる方で、帳簿を手書きで記帳されている方は、今回の配布物に同封しております消費税の集計表を必ず作成してください。やよいの青色申告をご利用の方は、最新バージョンで記帳してください。

## 予約してご来局ください!

予約受付開始:令和5年10月24日(火)

予約電話番号 042-756-4104

予約受付時間 9:00~12:00 / 13:00~17:00

予約時間帯 午前9時・10時・11時

午後1時・2時・3時

※指導時間は、お一人50分以内

※1 消費税の計算方法(一般課税か簡易課税)の選択をします。特に簡易課税制度の選択(取止め)をされる方は、令和5年12月28日までに届出書を提出しなければなりません。計算方法の選択によっては、納付すべき消費税額に大きな差が生じる場合があります。また、消費税の計算方法(一般課税か簡易課税)の違いによって記帳の方法が異なります。

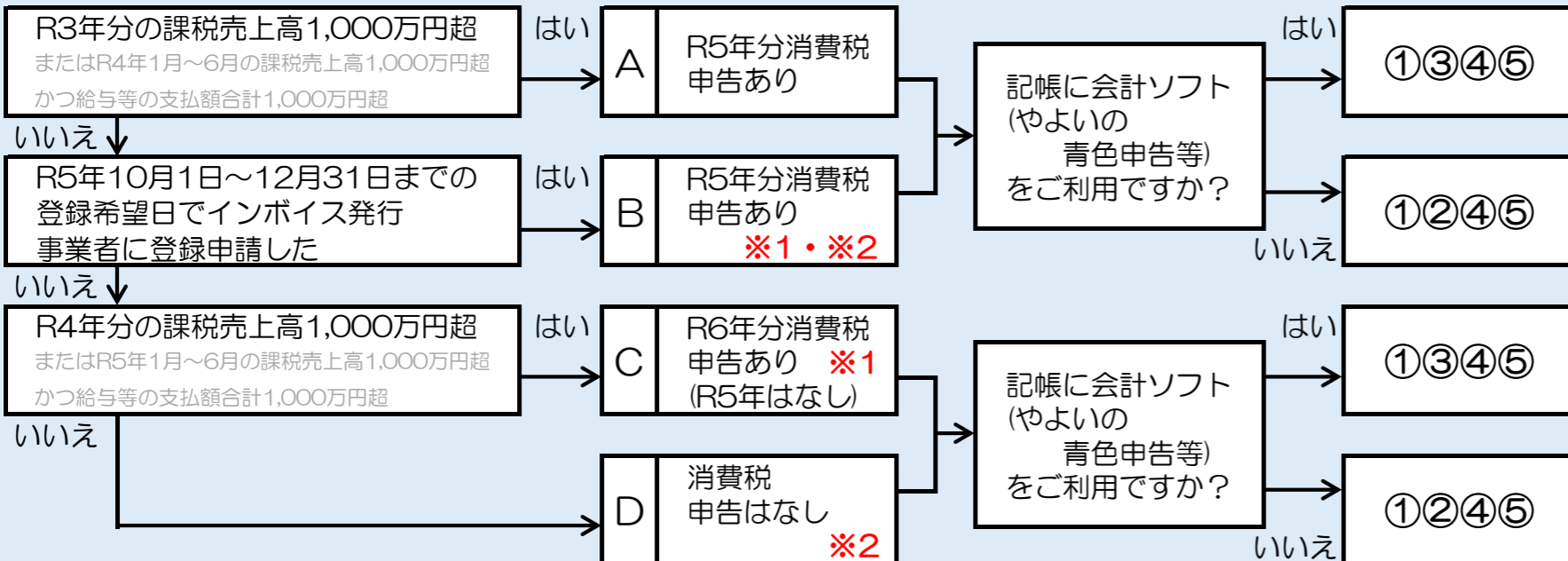
※2 令和6年よりインボイス制度に登録(取止め)をしたい方は、令和5年12月15日までに届出書を提出しなければなりません。

11月					
月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4
6	7	8	9	10	11
13	14	15	16	17	18
20	21	22	23	24	25
27	28	29	30		

12月					
月	火	水	木	金	土
				1	2
4	5	6	7	8	9
11	12	13	14	15	16
18	19	20	21	22	23
25	26	27	28	29	30

下記の質問に答えて、指導会の持ち物を確認してください



<会場> 青色会館(相模原市中央区中央3-11-5)

<持ち物>

左記の図より該当する持ち物番号を下記より確認してください

- ①現在記帳されている全ての帳簿(なるべく近日まで記帳がしてあるもの)
- ②
  - 【簡易簿記の方】令和5年分月別総括集計表・現金出納帳・経費帳等(注)月別総括集計表だけでは、記帳確認は行えません)
  - 【複式簿記の方】合計残高試算表・元帳・振替伝票など
- ③振替伝票・ノートパソコン又はバックアップデータを保存したUSBフラッシュメモリー等(やよいは最新バージョンにしておくことを推奨)
- ④同封の令和5年分消費税月別集計表(手書き帳簿の方は作成して持参)
- ⑤
  - ・令和3年・4年分の所得税の確定申告書(控)・青色申告決算書(控)(白色申告の方は収支内訳書)(ある方のみ)
  - ・令和3年・4年分の消費税の確定申告書(控)(ある方のみ)
  - ・過去に提出された消費税関係提出書類の控(インボイス申請書・登録通知や簡易課税の届出等)
  - ・事業用固定資産の購入等でご不明な点があればその資料(車両購入の注文書など)
  - ・事業用預金通帳等

# 年末調整個別指導会《予約不要》

## 従業員や青色専従者給与の支払いのある事業主の方へ

「年末調整」は、青色事業専従者や従業員（パート・アルバイト含む）を雇用する事業主の方が必ず行わなければならない事務手続きです。令和5年の支払金額が確定して源泉徴収した所得税の精算を行う従業員等の確定申告の性質を持っています。計算方法等に関する不明点や不安などがある方は必ずこの指導会でご相談ください。

令和5年12月						令和6年1月					
月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	金	土
				1	2	1	2	3	4	5	6
4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13
11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20
18	19	20	21	22	23	※16日は午前中のみ					
25	26	27	28	29	30	16日午後は休館いたします					

＜会場＞  
青色会館  
(中央区中央3-11-5)  
＜受付時間＞  
午前9:00 ~ 11:00  
午後1:00 ~ 3:30  
※受付時間は混雑状況により変わります

各種用紙は国税庁のホームページより入手できます。(下記 URL)  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/mokuji.htm>)  
ホームページからの入手が困難な方は、税務署または青色申告会まで事前に取りにいらしてください。(要事前確認)

上記青色に塗ってある期間で指導会を実施いたします。  
※1月4日(木)は指導会を開催していません。  
※毎月納付の方の納期限は1月10日(水)までです。  
※混雑状況により、入場を制限させていただきます。  
※各用紙とも記入して来場をお願いします。(右記参照)

### ＜持ち物＞

- ① 事業主のマイナンバーカードのカード本体 または カードの両面コピー または マイナンバーのわかる書類 と 身元確認書類 (運転免許証など) のコピー
- ② 事業主のe-Taxで使用している USB メモリ と 利用者識別番号等の通知 (本会よりお渡ししている青いクリアファイル)
- ③ 令和5年分給与所得に対する源泉徴収簿
- ④ 令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 (必要事項がすべて記入してあるもの) および 従業員等の配偶者や扶養親族に給与等の収入がある方はその金額(見込額)がわかるもの(扶養控除等の適用判定に必要です)
- ⑤ 令和5年分給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書
- ⑥ 令和5年分給与所得者の保険料控除申告書 および 従業員等が加入している生命/介護/個人年金/地震(長期損害)保険等の控除証明書・小規模企業共済等・国民年金(基金含む)の控除証明書・国民健康保険税等の金額がわかるもの (⑤⑥は事前に従業員等へ配布し記入してもらってから指導会へご持参ください。)
- ⑦ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(納付書)(R5・1~6月分の控えと未記入のもの) ※当会の納付書は在庫に限りがあるため、必ずご持参ください。
- ⑧ 令和6年度(令和5年分)給与支払報告書(総括表)の封筒一式(ある方のみ)
- ⑨ 従業員等に令和5年中前職があり、年末調整をする場合には、その前職の給与の源泉徴収票
- ⑩ 従業員等が住宅借入金等特別控除(2年目以降のみ)を受ける場合には、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書及び住宅借入金残高証明書
- ⑪ 令和4年分の上記③から⑦の記入済みの用紙(ある方)

源泉徴収簿のイメージ。給与の支給日と金額等を記入の上お持ちください。賞与はココ！

源泉徴収簿  
R5・1~R5・12までの間に支払いをした給与・賞与を事業主(または経理担当)が記入してください。

令和6年分の源泉徴収簿  
扶養控除等(異動)申告書  
は令和6年1月に支払う給与の支給の前の日までに準備する必要があります

扶養控除等(異動)申告書  
記載内容に変更がないか従業員の方に確認してください。

基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書  
従業員の方に渡して記入してもらう用紙です。従業員の方が該当箇所を記入します。

保険料控除申告書  
従業員の方に渡して記入してもらう用紙です。生命保険料控除や国民年金、健康保険など該当箇所を記入します。

各種用紙は事業主が用意して従業員へ記入を依頼してください。

＜その他＞  
事業主の確定申告をされる際に、この指導会で作成した源泉徴収簿が必要となりますので、大切に保管し決算・申告指導会に持参願います。